

## 北九州市敬老行事補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自治会・婦人会等の団体（以下「団体」という。）が各地域において自主的に実施する敬老会等の敬老行事に必要な経費の支出に充てるため、予算の範囲内において交付する敬老行事補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、各地域において敬老行事を実施する団体に対し交付するものとする。

2 北九州市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、敬老行事を実施する団体が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 北九州市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（第3号において「暴力団」という。）と認められる場合

(2) 北九州市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）が役員となっている場合

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、敬老行事に参加（当日欠席した参加予定者が記念品等の配布を受ける場合を含む。）する75歳以上（当年の4月1日から翌年の3月31日までの間に75歳の誕生日を迎える者を含む）の年長者1人につき1,000円とする。ただし、年1回限りとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 敬老行事収支予算書

(2) 敬老行事参加予定者名簿

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金交付決定通知書により、当該団体に通知するものとする。

(補助金の条件)

第6条 この補助金は、敬老行事実施経費以外の目的に使用することができないものとする。

(規則の適用)

第7条 この補助金は、北九州市補助金等交付規則（以下「基本規則」という。）の

適用を受けるものであり、基本規則の規定を遵守しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 この補助金の交付決定の内容または条件に異議がある場合は、基本規則第9条第1項の規定により申請の取下げをすることができる。

(変更交付申請及び決定)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体が、補助金を受けた事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書及び第4条に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更交付すべきと認めたときは、補助金変更交付決定通知書により、当該団体に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第10条 この補助金の交付の決定後、天災地変、事情の変更その他の理由により補助金事業等の全部もしくは一部を継続する必要がなくなったとき、または補助金の交付を受けようとする団体が補助事業を遂行することができなくなったときは、基本規則第10条の規定により、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、第1項の決定を行った場合には、補助金交付決定内容変更通知書により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金交付を受けた団体は、事業完了後20日以内に実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 敬老行事収支決算書
- (2) 領収書等の経費の支払いを証する書類
- (3) 敬老行事参加者名簿

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助事業の完了の報告を受けた場合、報告書等の書類の審査により、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助金の実績報告をした団体に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき

- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該団体に通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により取消しを行い、北九州市補助金等交付規則第19条の規定により補助金の返還を命ずるときの違約加算金については、北九州市補助金等交付規則第20条第1項から第3項までの規定を準用する。
  - 4 前3項の規定により当該団体に損害が生ずることがあっても、市長は賠償の責めを負わない。

(照会並びに検査等の実施)

第14条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会並びに補助事業の検査等を実施することができる。

- 2 市長は、前項の照会並びに検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第4条に規定する書面等により行われたものとみなす。

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

この要領は、昭和55年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年8月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月12日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。